

# 監事監査報告書

令和8年6月8日

学校法人専修大学  
理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人専修大学

監事（常勤） 船 橋 慶 洋

監事 瀧 本 和 男

監事 水 崎 保 男

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人専修大学寄附行為第31条の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人専修大学（以下、「本法人」という。）の業務、財産の状況及び理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席するほか、理事及び教職員等（以下、「理事等」という。）からの業務報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧などを行いました。

また、事業報告書に記載されている「理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制」（内部統制システム）について、理事等からその構築及び運用状況についての聴取を行いました。

計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録については、会計監査人から、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条3号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

### （2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、計算関係書類及び財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示していることを認めます。

以 上